

# 電磁的記録式投票制度

投開票を より「簡単」「正確」「スピーディー」に



新しいしくみについて説明します。

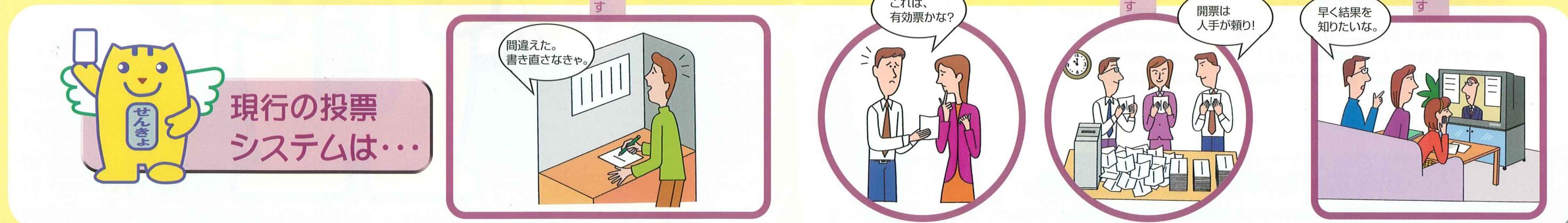
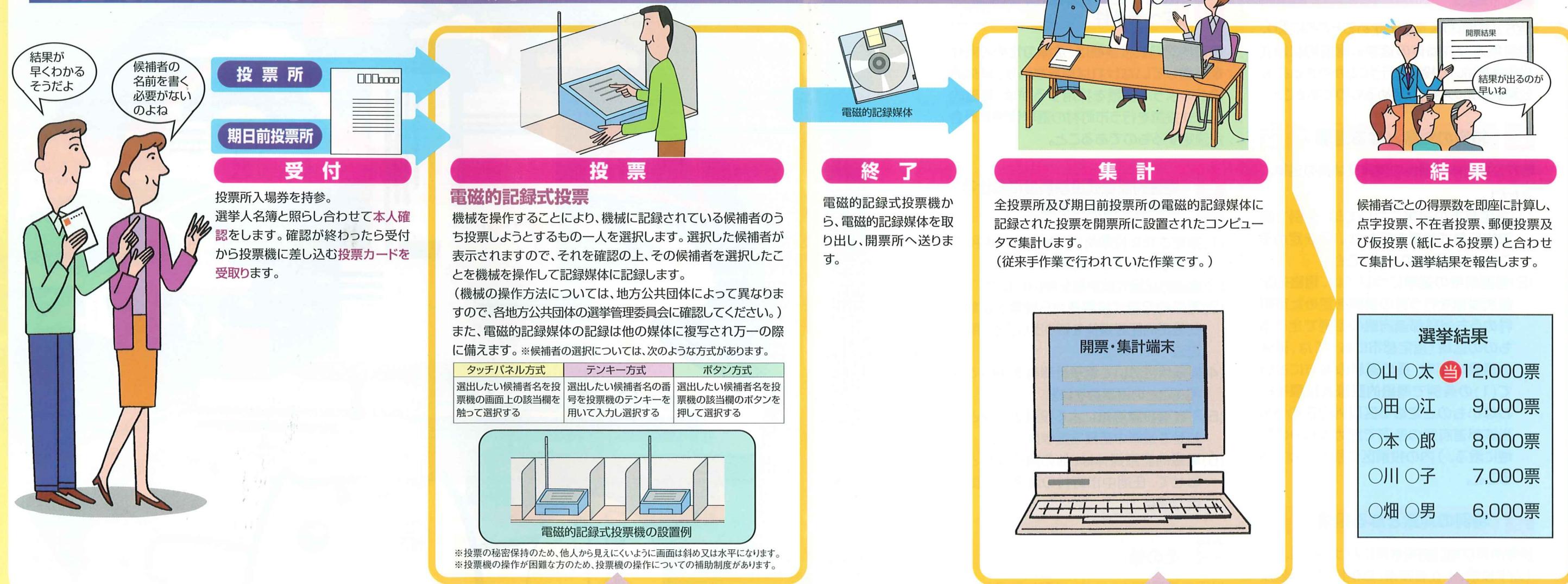
明るい選挙のイメージキャラクター  
選挙のめいすいくん

平成15年12月1日より、期日前投票が電磁的記録式投票の対象となります。

# 有権者の方々の利便性を向上し、開票の効率化・迅速化を図ります

情報化社会の進展に伴い、今や選挙の公正で適正な執行と開票事務のスムーズな進行に関しても、新たな方法が求められるようになってきました。そこで、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」(電磁記録投票法)が平成14年2月1日に施行され、地方公共団体が条例で定めた場合には、その地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において電磁的記録式投票機を用いて行う「電磁的記録式投票」を導入できるようになりました。さらに今回の公職選挙法の改正(平成15年12月1日施行)により創設された期日前投票制度により選挙期日前に行う投票についても、電磁的記録式投票により行うことができるようになりました。電磁的記録式投票の流れは次のとおりです。また、詳しくは裏面の法律の概要をご覧ください。

## 電磁的記録式投票システムの流れ (これはあくまで一例です。)





# 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(電磁記録投票法)の概要

## 1 趣旨

地方公共団体が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の選挙に電磁的記録式投票機を用いて投票を行うことができるよう、公職選挙法の特例を定めるものであること。

## 2 特例の対象となる選挙

地方公共団体の議会の議員又は長の選挙。

※ただし、

- (1) 指定都市の選挙については、条例で電磁的記録式投票を行わない区を定めることができるものであること。
- (2) 都道府県の選挙については、電磁的記録式投票を行う旨の条例を定めた市町村のうち当該都道府県の条例で定めるものの区域(指定都市にあっては、議会の議員の選挙、長の選挙の双方において(1)の条例で電磁的記録式投票を行わないものと定める区以外の区のうち当該都道府県の条例で定めるものの区域に限る。)内の投票区に限るものであること。

## 3 特例の対象となる投票

投票所及び期日前投票所における投票。  
(点字投票、不在者投票、郵便投票及び仮投票は除く。)

## 4 電磁的記録式投票機の定義

選挙人が操作することにより公職の候補者のいのちをを選択したかを電磁的記録として電磁的記録媒体に記録することができる機械。

## 5 電磁的記録式投票機の具備すべき条件

電磁的記録式投票機は、法律の定める条件を具備していかなければならないが、具体的にどのような機種を採用するかは、電磁的記録式投票を行う市町村の選挙管理委員会が決定することである。

## 6 電磁的記録式投票制度における投票及び開票の手順

- (1) 指定された投票所又は期日前投票所での選挙人名簿との対照
- (2) 電磁的記録式投票機を用いて投票
- (3) 電磁的記録式投票機から投票を記録した電磁的記録媒体を取り出し、開票所へ送致
- (4) 開票所において電子計算機を用いて候補者ごとの得票数を集計
- (5) 不在者投票等紙による投票の結果と合わせて選挙の結果を選挙長へ報告
- (6) 電磁的記録媒体は、他の関係書類とあわせて、任期中市町村の選挙管理委員会で保存

## 7 その他

以下の事項等について、必要な規定の整備を図ることである。

- (1) 電磁的記録式投票機による代理投票制度及び操作補助制度の創設
- (2) 補充立候補の特例
- (3) 罰則の整備
- (4) 国の援助規定